

議 案 第 26 号 説 明 資 料

令和7年6月3日

専決処分の承認を求めることについて
(大磯町町税条例の一部を改正する条例)

資 料

改正概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
改正内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
新旧対照表	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2～3

税 務 課

大磯町町税条例の一部を改正する条例

1 改正概要

令和7年度税制改正に係る地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、大磯町町税条例の一部を改正し、法の施行日と同日付けの令和7年4月1日から施行するため、専決処分したものです。

2 改正内容

(1) 軽自動車税種別割の税率の区分の見直しに関する規定の改正

(第27条関係)

道路運送車両法施行規則の改正に伴い、新たに総排気量が0.125ℓ（125cc）以下で、最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）が、第一種原動機付自転車に追加されました。

これを受けた地方税法の改正により、新基準原付バイクの税率が年額2,000円（50cc原付と同額）と定められたため、本町の軽自動車税種別割の原動機付自転車の税率も同様に新基準原付バイクの区分を追加するとともに、その税率を年額2,000円と定めるため、規定の改正を行いました。

(2) 施行日

令和7年4月1日から施行しました。

大磯町町税条例 新旧対照表

改正案

現行

目次 省略

第1章 省略

第2章 普通税

第1節・第2節 省略

第3節 軽自動車税

第26条～第26条の4 省略

(種別割の税率)

第27条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ 省略

(2)・(3) 省略

第28条～第32条 省略

第4節～第7節 省略

第3章～第5章 省略

目次 省略

第1章 省略

第2章 普通税

第1節・第2節 省略

第3節 軽自動車税

第26条～第26条の4 省略

(種別割の税率)

第27条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 省略

(2)・(3) 省略

第28条～第32条 省略

第4節～第7節 省略

第3章～第5章 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大磯町町税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税に適用し、令和6年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。